要援護者を守ろう 地域の絆で

個別避難支援計画

個別計画)

の作成

有田川町災害時要援護者 登録名簿 個別計画対象要援護者

情報提供

避難支援者

緊急連絡先

地区避難所

地域コミュニティ 自治会・民生児童委員・ 自主防災組織

個別計画

計画を作成します。 個別計画対象要援護者とし、 自力避難が困難とされる在宅者を

のかを事前に定め、 援護者に避難情報などを伝えた 速に行うためのものです。 個別計画とは、個別計画対象要 避難所までの支援を誰がする 避難支援を迅

ている災害時要援護者のうち、 族以外の第3者の支援がなければ

災害時要援護者台帳に登録され

個別計画作成方法

を作成します。 組織などが相談しながら個別計画 会・民生委員児童委員・自主防災 個別計画対象要援護者と自治

ご理解をお願いします

この制度は、 あくまで地域住民

る方が責任を負うものではありま が受けられるとは限らず、 災することが考えられ、 災害時には避難支援者も多く被 必ず支援 支援す

行われます。 が共に助け合う「共助」のもとに

黄色い旗を ご存知ですか?

に避難したことを周囲に伝えるた 生し避難する際、家族全員が無事 ります。有田川町では、災害が発 まには避難をお願いすることがあ 黄色い旗を立ててください。 家族全員で避難する際、 め、「黄色い旗」を使用しています。 災害が発生した時、町民の皆さ 玄関先に

> 色い旗」をお持ちでない場合は金 難を促しましょう。転入などで「黄 ていない世帯には、 ために立てるものです。 難したことを周囲の方に知らせる 合わせください。 屋庁舎やすらぎ福祉課までお問 黄色い旗」 は、 声をかけて避 家族全員が避 旗の立っ

